平成２１年（フ）第１２１号
熊本県玉名郡南関町大字関下95番地１　Ｆコーポ203号
債務者　寺山好次郎
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第１２２号
熊本県玉名郡南関町大字関下95番地１　Ｆコーポ203号
債務者　寺山　律子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第１２４号
熊本県玉名郡玉東町大字西安寺683番地２
債務者　喜田川繁子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第８８８４号
大阪府門真市月出町６番36―401号
債務者　山下美由紀
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１７１号
大阪市大正区鶴町３丁目６番８―402号
債務者　住田　洋子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１号
秋田県能代市槐字槐76番地
債務者　髙田　洋子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午後１時10分
秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（フ）第７２号
秋田県能代市字田子向84番地14
債務者　大野　則子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午後１時10分
秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（フ）第１８８号
栃木県小山市大字延島新田708番地３
債務者　海老原まきこ
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第６８７号
岡山市南区東畦187番地、前住所岡山市北区野田２丁目２番25―402号
債務者　日笠　美紀
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７７９号
岡山市南区東畦187番地、前住所岡山市北区野田２丁目２番25―402号
債務者　日笠　義弘
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８０６号
岡山市中区福泊160番地11　ビューラー福泊Ａ棟102号
債務者　三宅　　浩
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８１４号
岡山市北区御舟入町２番29号
債務者　山本　　薫
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８５１号
岡山市北区学南町３丁目14番24号
債務者　高岡　紘一
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８５５号
岡山市中区乙多見79番地12　栄和ハイツＢ―101号
債務者　田口　英二
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９２２号
岡山市南区福成２丁目５番30―５号　グランメゾンＣ―101
債務者　太田　麻紀
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８５４号
横浜市鶴見区鶴見中央２丁目10番３―715号
債務者　荻野　　淳
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部